

平成29年10月5日開催

第4回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 時間前なのですけれども、皆さんお集まりですので、これから第4回農業委員会総会を開催したいと存じます。

それでは、会長、挨拶をお願いします。

○会長（今井 隆） 皆さん、こんにちは。農業委員の皆様にはお忙しい中、きょうの総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

けさ、大分冷えましたが、夕べは中秋の名月のということで、皆さん、月をこう眺めながら、だんごは今食べないのかな。そんなので出たり、雲の中に隠れたり入ったり、そんなちょっと恥ずかしげな月でしたけれども、きょうが本当の満月らしいのです。きのうのはちょっと欠けている月だったらしいのですけれども、月が見られて秋を感じたかなと、そんなところですよ。

きのうは、西部地区と高崎の和牛、あと乳牛の共進会がありまして、そちらのほうへ呼ばれたのですけれども、私も初めてそういう場所に出席しまして、どういう牛がいるのだろうか、どういう中に、よくわからなかったのですけれども、審査結果報告を聞きますと、やっぱりその牛が優秀なのかななんて、そんなことも感じました。乳牛なんか、夕べのうちに乳搾って、なるべくきょうはでかい乳にしておくのだななんて、大きな乳で審査が終わったらすぐその場で乳を搾るのだななんて、牛が大変なのだけれども、そんなことも聞きました。また、酪農家の方には牧草等広い場所を耕作していただきまして、耕作放棄地解消には本当に貢献していただいているということをお話をいたしました。そういうことです。

それでは、本題に入ります。きょうは、総会ということで案件数も非常に多いので、時間がきょうはちょっと長時間かかると思いますけれども、途中で切りのいいところで休憩を入れます。そんなことで進めたいと思いますけれども、また総会終了後に高崎市公害対策委員会役員会ということで、引き続いて、時間的にどのぐらいになりましょうか。

○事務局長 対策委員会はすぐ。質問がなければ。

○会長 そんなに長い時間かからないと思いますけれども、最後までよろしく願い申し上げまして、挨拶といたします。よろしくお願いします。

○事務局 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、早速始めたいと思います。

それでは、ただいまから第4回農業委員会総会を開催いたします。

委員の出席状況を報告させていただきます。きょうは、議席番号18番、岸吉郎さんから欠席との連絡ございました。なお、本日の出席委員は23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成

立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号4番、佐藤勲委員、21番、植杉誠委員の2名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の中山主査を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからまたご発言を願います。また、携帯のほうは鳴らないようにご注意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

1番 当初許可は第5条許可、契約内容は贈与、転用目的は一般住宅でございまして、別の土地に建築する計画になったためとのこととでございます。また、取り消し後、新たに第5条許可申請が提出されております。議案書30ページ、ナンバー41が関連案件となっております。

2番 当初許可は第3条許可、契約内容は使用貸借、補助金を受けるに当たり、その要件を満たすよう経営農地の所有と借り入れの構成を見直すためとのこととでございます。関連案件といたしましては、借り入れる農地の面積を見直した上での第3条許可申請が提出されてございまして、議案書9ページ、議案第3号ナンバー10が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、住

宅建築の計画がなくなったためとのことでございます。変更後の契約内容につきましては売買、転用目的は一般住宅でございます。老後を自然環境のよい地域で生活したく申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことでございます。また、関連案件といたしまして、議案書35ページ、第5条許可申請ナンバー61が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 承認してよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして議案第3号に入ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、申請地近くに移り住むのに伴い申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら営農型太陽光につきましては、3年間の一時転用の上限がございますので、設定期間は平成29年10月23日から平成32年10月22日までの3年間でございます。また、関連案件としまして、第5条の支柱の部分の一時転用が出ております。議案書は18ページ、ナンバー4が関連案件でございます。

9番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら上限までの3年間の一時転用を希望しておりまして、平成29年10月23日から平成32年10月22日までの3年間でございます。こちら、支柱の部分の第5条の関連案件が出ております。議案書は、19ページ、ナンバー7が関連案件でございます。詳細につきましては、第5条のほうで説明をさせていただきます。

10番 契約内容は使用貸借、補助金を受けるに当たり、その要件を満たすよう借り受け地の面積を調整して借り受けたいという申請でございます。関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号、ナンバー2の許可取消願が関連案件でございます。

11番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら3年間の追加の更新を望んでおりまして、平成29年10月23日から平成32年10月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、第5条の許可申請が出ております。議案書は、20ページ、ナンバー10が関連案件でございます。

12番 契約内容は売買、自宅近くの申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、会社近くの申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、父から息子へ経営移譲するため申請地を息子へ貸し付けたいという同一世帯の申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、14件でございます。なお、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しない、またはただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー1からナンバー14までの説明が終わりました。

それでは、これより質疑をお受けしたいと思います。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可することにしてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあ

ったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら隣接地の申請であるため、次のナンバー2を関連案件とさせていただきます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら、隣接地であることから、さきのナンバー1を関連案件とさせていただきます。

3番 宅地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地187.93平米と一体利用の申請でございます。

4番 宅地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地329.48平米と一体利用の申請でございます。

5番から8番までが取り下げをお願いします。

9番につきましても取り下げをお願いいたします。

10番 農家住宅の敷地として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地500.35平米と一体利用でございます。

11番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

12番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

13番 自宅に隣接する申請地を庭用地として利用したいという分家住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、転用済みの田395平米と一体利用でございます。

14番 倉庫及び物置用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業施設の申請でございます。

15番 倉庫及び作業場用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業施設の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は取り下げ5件を除く10件でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 事務局より説明が終わりました。この中で取り下げが5、6、7、8、9と5件あります。

それでは、これを除き、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー13については、事前調査案件でございます。また、ナンバー1からナンバー3については関連する案件ですので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲10区画の分の申請でございます。また、議案第5号のナンバー2、3が関連案件となっております。

2番 契約内容は売買、契約内容以降は1番と同様のため省略させていただきます。

3番 契約内容以降につきましては、同じく1番と同様のため省略させていただきます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1、2、3審議資料をごらんください。1枚目をごらんください。位置図でございます。図面の方角はホッチキスどめをしているほうが上としますと、上方向が北となります。申請地は、図面左側下に赤丸で示されている場所となります。また、色づけされている部分が用途指定区分がされている土地となりまして、申請地は第3種農地に該当されます。

1枚おめくりください。案内図でございます。赤色のマーカーで示されているところが申請地でございます。吉井小学校から北東に約760メートルに位置しております。申請地は、工場と住宅に囲まれた農地となります。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。赤枠で囲まれた部分4筆が申請地となります。

1枚おめくりください。こちらは、公図の写しをもとに申請地に面した土地の図面の示された部分でございます。周囲の状況ですが、申請地の北側は畑、東側は宅地と、南側は宅地と畑と道路、西側は道路となっております。

1枚おめくりください。土地利用計画図と排水計画図でございます。図面の方向が変わりまして、ホッチキスどめを左側に見ますと左方向が北となります。申請地は、AからKの区画に分かれまして、そのうち10区画分が農地となります。なお、北側にあるKの区画につきましては、今度宅地化

することも考えて道路用地として残す予定でございます。また、切り土、盛り土につきましては、計画はなく整地のみとなります。雨水排水につきましては、市道からの下水管が各区画の入り口まで配管される予定でございます。雨水につきましては、雨水ますを設置し、オーバーフロー分は側溝へ流れます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより調査報告に入ります。

なお、今回は第3班の調査ですので、調査班長の植杉委員から報告をお願いいたします。

○21番植杉委員 事前調査報告、第3班班長、植杉誠。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1、2、3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の代表取締役1名の出席でした。

質問1 申請地の北側は農地に接しています。分譲するに当たり影響が出ないように施工をお願いします。また、所有者の方への説明はしているのですか。

回答 北側に接する農地は、今回の譲渡人所有の農地と申請に関係ない方の農地があります。隣接する農地の所有者からは同意書をいただき、事業計画の説明も十分にしています。

質問2 排水計画はどのようになっていますか。

回答 排水計画は、生活排水は下水道へ接続するため問題はありません。雨水は浸透ますを設置し、オーバーフロー分のみ側溝に放流する予定です。

質問3 造成計画は整地のみとありますが、公衆用道路と申請地とで高低差はありますか。

回答 申請地のほうが30センチほど高くなりますが、特に問題はないと考えています。

質問4 計画の中で、北側に道路用地として残る土地がありますが、今後の利用はどのようにする計画ですか。また、誰が管理するのですか。

回答 北側の道路用地は、隣接する農地が宅地化することも考え、道路用地として残しました。また、管理については、高崎市に移管するまでの2年間は弊社で行います。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ許可相当としてよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

4番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらにも、第3条同様、3年間の期限つきでございます。平成29年10月23日から平成32年10月22日までとなっております。こちらのほうは、別添でお配りしています農地法第5条許可申請ナンバー4の審議資料をごらんください。

ナンバー4の審議資料でございます。表紙でございますが、申請地は、図面より少し下に下がったところ、オレンジの箇所が申請地でございます。高崎市立入野小学校から南に約1キロ来たところでございます。また、申請地の下に通っています道でございますが、こちらが上信越道でございます。

1枚おめくりください。周囲の案内図でございます。上信越道と申請土地の間につきましては、こちら原野でございます。申請地自体は農振農用地ではございますが、農振農用地と一番南と西端という形になります。申請地自体は、宅地と農地が混在するような小規模な土地でございます。太陽光を設置しても問題ないことかなということで考えております。

1枚おめくりください。こちら、図面方向が変わりまして、ホッチキスどめしているほうを下に行っていただきますと、左側が北となります。ちょっとマーカが入っていないので申しわけないのですが、図面中央の土地3筆が今回の申請地でございます。先ほどもお伝えしたとおり、隣地につきましては原野と宅地、あと小規模な農地が残るものとなります。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。また、図面の方向がもとに戻りまして横に見ていただきますと、上が北側でございます。申請土地の中に図面のように四角いパネルがございますが、パネルの設置によりまして、パネルの総枚数につきましては右側の升に記載のとおり2,280枚、発電量につきましては500キロワットの発電所でございます。

1枚おめくりください。また、こちらは一時転用の面積の計算書でございます。先ほどのパネルの図面につきましては、支柱の部分につきまして黒い点で示しております。黒い点が全部で830本、架台が830本の支柱でございます。そちらと支柱の面積が0.04平米掛ける830本で合計面積が33.20平米、今回の支柱の部分の第5条の一時転用の面積となります。

1枚おめくりください。架台の立面図でございます。こちらは、営農型の太陽光でございます。架台が下の部分で農作業をするということから、筋交いを除きまして2.1メートルのスペースを確保しておりますので、農業に支障のない形となっております。

1枚おめくりください。営農型発電設備の下部におけます営農計画書でございます。一番下の2の(1)、作付作物につきましては、こちらはナガネギを新規で行うものでございます。高崎市の営農型につきましては、ナガネギは初と、初めての申請となります。

1枚おめくりください。(2)番の営農に必要な農作業の期間でございますが、1年目につきましては、既に時期がもう大分、あと深まっておりますので、許可を受けた後、11月、12月、年明け

の11月まで太陽光のパネルを設置する工事を経まして、2月から土づくりを始めまして、3月播種、また5月の頭に定植という形でございます。3年目以降は同じサイクルのものになります。また、播種につきましては、こちらの中にも出てくるのですが、こちらの法人の育苗ハウスで行った苗を定植するというで伺っております。

1枚おめくりください。次に、3の生育に適した日照量の確保ということでございますが、パネルの遮光率は44%でございますが、こちらネギの参考までこちらの資料のとおりでございますが、生育上は、データ的には問題ないというふうには伺っております。

また、その下の(3)、下部の農地の単収でございますが、こちらはぐんま野菜づくりハンドブックというもののほうを単収値を記入しておきまして、地域の平均的な単収は10アール当たり3,590アールと、その8割収穫を目指すというものでございます。

以上で簡単ではございますが、こちらの資料の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー4について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 営農型太陽光でのパネル下の作物は、ナガネギということですが、聞くところによると、既に他市で経験があると伺いました。どちらで耕作されているのですか。また、その状況はどうですか。

回答 既に伊勢崎市で許可をいただいて行っています。ことしはナガネギの苗に問題がありまして、定植する適期を逃してしまったところ、通常のものに比べると太さがなく、現在は追肥を行って様子を見ています。なお、パネル下の影響については、パネル下とパネルの間隔の日の当たる場所との差はほとんど出ていません。

質問2 計画書に播種とありますが、申請地ではなく、別の場所で行っているのですか。

回答 当社の育苗ハウスで行っています。

質問3 ナガネギの種類は何になりますか。

回答 種苗会社との最終調整はしますが、現在考えているのはイッポンネギの冬扇3号です。

質問4 現地の日当たりの状況はよいところなのでしょうか。

回答 現状は耕作放棄地となっておりますので、正確な日照量については把握できていませんが、比較的日の当たる高台となっております。

質問5 ナガネギは雨に弱いと思いますが、パネルからの雨垂れ対策は検討していますか。

回答 何かしらの対策は必要と感じていますが、今のところ具体的な策は定まっていません。伊勢崎市においていろいろ工夫していこうと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、ナンバー5に入ります。

それでは、事務局、ナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

5番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー5審議資料をごらんください。

まず、1枚目が位置図でございます。申請地は図面の上部の赤い丸で囲われている箇所ございまして、高崎市立箕郷中学校から北に約500メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。A3用紙を横に見開いていただきまして、左側が北側になっている図面でございます。北を上に向けてごらんいただきまして、図面の左下に薄くて申しわけないのですが、赤い蛍光マーカーで縁取られている箇所が申請地でございます。申請地は農振除外地でございますが、申請地の周辺の現況は用途地域の指定がある区域に隣接する小集団の農地ございまして、第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。全部見開いていただきまして、左側が北側になる図面でございます。図面中央の茶色で縁取られている、こちらの筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、西と南に畑、北と東は公衆用道路に接しております。

1枚おめくりください。

4枚目が土地利用計画図でございます。A3用紙、こちら見開いていただきまして、右側が北方向でございます。建売分譲住宅6棟の計画ございまして、申請地をほぼ均等に6分割して分譲することとございます。排水につきましては、全ての区画とも同じ処理方法となりまして、生活排水は浄化槽処理を東側に新設する側溝に放流しまして、雨水につきましても敷地内のますで集水した後、生活排水と合わせて東側に新設する側溝に放流する計画でございます。

1枚おめくりください。5枚目が土地造成計画図でございます。図面の右側が北向きでございます。各区画は、擁壁で間仕切りいたしまして、西側、南側の畑との境界にも擁壁を設けて周辺農地

に影響が出ないようにするとのことでございます。土地の造成につきましては、造成地に切り土と盛り土を行いまして整地する計画でございます。図面の黄色く塗り潰されている箇所が切り土、赤色で塗り潰しの箇所が盛り土の位置する区域でございます。申請地の高い部分を切り土いたしまして、その切り土した土砂を低い部分にあてがう形となりまして、外部からの土砂の搬入はございません。

1枚おめくりください。6枚目が建物の平面図でございます。6棟とも同じタイプの住宅を建築する計画でございます。

さらに、もう一枚おめくりください。こちら、左右図面が建物の立面図でございます。こちらは参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ナンバー5の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー5について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役、代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地の西側に梅林が接していましたが、その梅林は現在、どのような管理状況なのか。梅への農薬散布などで問題が発生する場合がありますので、梅林の耕作者への説明、調整をお願いいたします。

回答 先日、隣接者の同意をもらうために本人のところへ伺った際に聞いたところ、高齢で梅の栽培ができないとのことでした。ここ数年収穫をしていないとの話でした。

質問2 申請地の敷地に梅林が張り出しているように見えてましたが、施工の際はどのようにするか。

回答 実際に梅の枝が境界を越えています。所有者と話をした結果、工事の際に当社で枝を切らせていただくということで話がついています。

質問3 東側の一番端に側溝を新設し、道の反対側にある既存の側溝に接続するとのことですが、この接続先の既存の側溝はどういう水が流れているのですか。そこは農業用水ですか。

回答 下水道がない地域で、側溝には生活排水を流しています。生活排水と雨水が流れています。この周辺は群馬用水の設備があり、周辺農地についてはそちらを利用しています。側溝の水は一切使っていません。

質問4 申請地には傾斜がありますが、どのように造成するのですか。

回答 申請地には一番上と下で約4メートルの高低差があります。区画の境ごとに70から80センチの段をつくり、ひな壇のように造成します。また、土砂の流出などがないようにL型擁壁を設ける計画です。

質問5 今回は建売分譲住宅の申請ですので、くれぐれも土地分譲のようなことにならないように、事業計画、期間をしっかりと守ってください。また、工事の際は周囲に迷惑をかけないように進めてください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑、応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長より報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次、ナンバー6に移ります。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

6番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー6審議資料をごらんください。

1枚目が位置図でございます。申請地は二重丸されている箇所でございます、高崎市立箕郷東小学校から北東に約1キロメートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の塗り潰されている箇所が申請地でございます。申請地は農振除外地でございますが、申請地の周辺の現況につきましては、小規模な農地は点在しているものの宅地化が比較的進んでいるような地域でございます、農地種別区分は、第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。黄色で縁取られている箇所が申請地でございます。隣接する農地につきましては、北側と西側に畑、東側は畑と宅地、南側は公衆用道路でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。建売分譲住宅6棟の計画でございます、申請地の手前側に3棟、奥に3棟を配置する計画でございます。

1枚おめくりください。5枚目が給排水計画図及び造成計画図でございます。排水につきましては、全ての区画とも同じ処理方法となりまして、生活排水は浄化槽処理を南側の側溝に放流し、雨

水につきましても、敷地内のますに集水した後、生活排水と合わせて南側の側溝に放流する計画でございます。土地の造成につきましても、一部切り土を行いまして整地するとのことでございます。土地造成計画図の断面図は、本図面を横側に見ていただきまして、左側に記載されているとおりでございます。こちら図面をごらんいただくとおり、大規模な盛り土、切り土はせず、整地でとなるとのことでございます。

各区画は、擁壁とブロックで積み上げ間仕切りいたしまして、申請地周囲との畑との境界にも擁壁とブロックを設置し、周辺農地に影響が出ないように配慮するとのことでございます。

1枚おめくりください。6枚目からは建物の平面図及び立面図でございます。6棟はほぼ同じタイプの住宅を建築する計画でございますが、一部間取りを反転させたり形状が多少異なったりするものがあるため6棟それぞれの図面が添付されております。こちらは参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー6の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー6について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者、代理人の行政書士、担当の土地家屋調査士の計3名の出席でした。

質問1 隣接する農地との境界はどのように施工するのですか。

回答 擁壁とコンクリートブロックを使用します。

質問2 排水管を接続する際に道路の舗装をはがすと思いますが、農作業車が通りやすいように工事後の道路がでこぼこしないようにしてください。

回答 はい、わかりました。工事は高崎市指定の施工会社に依頼する予定です。仮舗装した後、全面を施工し直す予定です。

質問3 隣接地に梅林がありました。梅林の所有者には説明をしていますか。

回答 所有者には開発の事業計画をご説明し、同意を得ています。また、現地には宅地開発の事前協議の看板を立てて周知もしています。

質問4 建売分譲住宅の申請になりますので、事業計画、期間をしっかりと守っていただいて、完工後は速やかに完了報告を提出してください。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

○全員 なし。

○会長 異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次、ナンバー7に移ります。

それでは、事務局、ナンバー7の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

7番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらにも、上限の3年間を設定をしております、平成29年10月23日から平成32年10月22日までの内容でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー7の審議資料をごらんください。

ナンバー7の審議資料でございます。表紙でございますが、こちら位置図でございます。図の下のほうピンク色でマーカーされた箇所が申請地でございます、高崎市立箕郷中学校から南に約1.5キロの場所に位置しております。

1枚おめくりください。案内図及び周囲の状況図でございます。申請土地は、主要地方道高崎榛名吾妻線の沿線にございまして、農振農用地ではございますが、農振農用地の一番西端に該当するものでございます。

次に、また西の住宅が付近にもあるかと思うのですが、こちら側からは用途指定がございまして、住宅が密集する区域でございまして、申請地の周辺も太陽光または建売分譲住宅のほうが始めている農地と宅地が混在する地域でございます。

1枚おめくりください。公図でございます。図面の位置方向が変わりまして、ホッチキスどめしているほうが北側となります。ちょっと薄くて見づらくて申しわけないのですが、申請地と書いた逆L字の土地が今回の申請地でございます、西側と南側に41平米と35平米で一体の、図面につきましては、地目は田となっておりますが、こちらは高崎市の公衆用道路でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。また、図面の方向がまたもとに戻りまして、横長に記載していますのは右側が北側でございます。申請土地の中に図面の四角いますのとおり、太陽光を設置いたしまして、太陽光の総枚数につきましては594枚、計画発電量につきましては150キロワットの発電所を計画しております。

1枚おめくりください。こちらは、一時転用の面積の一覧でございます。また、パネルの中に小さい黒丸があったと思うのですが、こちらが支柱の位置でございます。支柱の構成につきましては168本、1本あたり0.04平米を掛けますと、全体では6.72平米、またキュービクルを別に設置いたし

ますので、それと合わせますと18.97平米が一時転用の面積でございます。

1枚おめくりください。こちらは架台の立面図でございまして、こちらでも2メートル以上、農作業できる面積を確保しておりますので問題ないと思われま。

1枚おめくりください。営農型発電設備の下部における営農計画書でございまして。こちらは、2番の(1)を見ていただきますと、作付作物がこちらはキャベツとブロッコリーでございまして。また、キャベツとブロッコリーにつきましては、高崎市は営農型につきましては初めての申請でございます。キャベツとブロッコリーを半々で植えていくという内容でございまして。

1枚おめくりください。この上段、(2)番、営農に必要な農作業の期間でございまして、1年目につきましては、既に年も追っておりますので、許可を受けた後は年末の、あと来年の年始に向けましてパネルの設置をいたします。その後、2月、3月で土づくりを行いまして、播種、定植につきましては夏以降という形でございまして。3年目につきましては、同じ周期で収穫まで行う予定でございまして。

1枚おめくりください。3の(1)、生育に適した日照量の確保でございまして、キャベツとブロッコリーの参考までに、あくまでデータ上の生育に支障がないということがうたわれております。また、(3)の下部の単収でございまして、こちらはぐんまアグリネットの内容を参考にいたしまして、キャベツにつきましては地域の平均的な単収10アール当たり5,000キログラム、そちらの8割を満たすという目標をとということでございまして。また、ブロッコリーにつきましても、地域の平均的な単収10アール当たり1,900キログラムに対して8割を確保したいという内容でございまして。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー7について、申請人から聞き取りした調査結果についてご報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 営農型太陽光でのパネル下の申請作物がキャベツとブロッコリーということですが、経験はあるのですか。

回答 営農型太陽光の申請作物としては初めてとなります。しかし、中里地区の当社営農型太陽光の圃場で試験的に作付し、手応えを感じています。作物の選択については、店舗需要からの要望になります。

質問2 特にブロッコリーは、鳥の被害があると聞きますが、その対策は何か検討していますか。

回答 ヒヨドリによる被害が大いにあると伺っています。今回の作物は、秋作を考えていますので、春よりは幾分よいかと思います。それでも考えられる対策は全てしていきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー8に移ります。

それでは、事務局、ナンバー8の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

8番につきましては、こちら8番から10番につきましては、これは営農型の更新の案件でございます。8番についても更新の案件でございます。

8番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら更新3年を望むものでございまして、一時転用期間につきましては、平成29年10月23日から平成32年10月22日まででございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー8の審議資料をごらんください。

表紙でございますが、ホッチキスどめをしているほうを横に見ていただきます。右側につきまして、上方向が北でございます。表紙、位置図でございます。_____いるとおり、県立二葉高等養護学校から西に約500メートル行ったところございまして、周囲は農振農用地が点在をする土地でございますが、こちら法人が集团的に営農を行っている地域でございます。

1枚おめくりください。こちら、公図以降は、済みません、図面につきましてはもう既にパネルが設置されている状況でございますが、営農型の更新につきましては、下部の営農の審査という形になりますので、図面に関しては省略させていただきますが、営農計画書からご説明をさせていただきますと思います。

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書というところをお開きください。こちらの営農計画書、一番下の作付作物につきましては、こちらアカシツとウドでございます。こちらを引き続き、またこの土地につきましては3年間アカシツとウドをやるという中で、また更新をアカシツとウドで行いたいという内容でございます。

1枚おめくりください。(2)の農作業に必要な期間でございますが、アカシツとウドを年間を通したサイクルで行っているという流れで、このとおりで行っています。

1枚おめくりください。こちらは、既にもう作物を作付して収穫まで至っているものでございますから、(3)の下部の単収でございますが、表のとおりでございますが、こちら8割以上の報告を事務局のほうでいただいていることをお伝えしておきます。

また、この次のページをごらんいただきますと、平成29年7月、ことしの7月末のまづウドの写

真です。続きまして、アカシソの写真がございますので、こちら参考までにごらんいただければと思います。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー8について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 営農型太陽光でのパネル下の作物はアカシソとウドでの更新ということですが、アカシソは先月も更新許可の際に実績は確認させていただきました。ウドについての感触はどうですか。現地を見て、それなりの収量があったことは確認しましたが、今後の管理についても聞かせてください。また、今回の申請地ではこの2つの作物を継続していくのですか。

回答 アカシソとウドを継続してつくっていきこうと考えています。アカシソは、マルチを使用し、毎年苗を植えつけ収穫していく方法です、ウドについては、現地で確認いただいたものは自然と枯らして冬になったら地上部は刈り取る予定です。また、春の萌芽前になったら根株の上に30センチ程度の盛り土を行って光が当たらないようにします。

質問2 アカシソは虫がつくとのお話でしたが、虫がついたものはどうされるのですか。

回答 以前は店舗での販売には向かないので処分していましたが、加工用として出荷するものについては、虫を払ったものも出しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいですか。

許可相当としてよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 次、ナンバー9に移ります。

それでは、事務局ナンバー9の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

こちらの9番につきましても更新の案件でございます。

9番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらも、同様の3年間の更新でございます。平成29年10月23日から平成32年10月22日までの更新となります。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー9の審議資料をごらんください。

ナンバー9の審議資料でございます。表紙でございますが、こちらは位置図でございます。先ほ

ど8番と位置的には同じような箇所でございます、県立二葉養護高等学校から南西に約400メートル来たところが申請地でございます。

1枚おめくりください。周囲の案内図でございますが、実際では申請地のもう北側にはハウス、営農型の太陽光の発電所とハウスという形になっておりまして、営農型がこの法人で申請地で行われている地域でございます。また、こちらの更新は申請でございますので、図面は、済みません、パネルの断面図がございまして、こちらの図のほう5枚めくっていただければと思います。パネルの架台の断面図を見ていただきますと、先ほどとこちらのものとは変わっておりまして、南側が左となるわけですが、左側に太陽光のパネルが乗っかっておりまして、さらに北側の斜めの屋根がついております、こちらハウス型の営農型の発電所になります。こちらは、グリーンのハウスが張ってある状態でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、営農目的をごらんください。営農計画書の2枚目をごらんください。こちら2番に作付作物が載っております。こちら、ハウス型の水耕栽培でございまして、水耕で栽培しているものがルッコラ、ミズナ、コマツナでございまして、(2)の営農の作業の期間でございまして、こちら水耕栽培でございまして、1年間通して何回も作付して収穫する形でございまして、営農状況、年5回回しているという形でございまして。

1枚おめくりください。(3)の下部の農地の単収でございまして、こちら地域の平均的な単収に比べまして8割を目指すものでございまして、耕作につきましては、200%とか300%という数値をいただいております、水耕栽培ですので何サイクルもできるということから8割以上の報告を受けているものでございまして。

もう一枚おめくりいただきまして、写真でついているわけですが、こちら、ことしの9月に撮影されました作物の写真でございます。作物3種類につきまして3枚の写真がついておりますので、こちらを参考にございましていただければと思います。また、ハウスにつきましては、下は土でございまして、特にコンクリート等はしなくて土の上に防草シートを敷いてそこに支柱を、架台を立てて行っているものでございまして農地でございまして。

資料の説明は終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 説明が終わりました。

それでは、班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー9について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 こちらも先月と同様の水耕栽培での営農型太陽光の更新で、前回のミツバとシュンギクの場合は年5回ぐらいと伺いましたが、こちらの作物は年何回のサイクルで行っているのですか。

回答 基本的に年5回で行っています。冬場は、施設に暖房設備がないので、水耕の溶液を温めて対応しています。

質問2 水耕栽培ということで、見た目がきれいな野菜が育っていましたが、作物に病気が発生したり、虫がついたりはしませんか。今回、現地ではミズナの一部で虫がついたので処分するとも伺いましたが、申請作物のほかに虫がつきにくい作物の研究もしているのですか。

回答 土耕のように、作物に病気が発生するということは少ないと感じています。虫については、ハウスであってもついてしまうことがありますので、その場合は廃棄となってしまいます。研究についてですが、水耕栽培の一部に試験区を設けて違った作物を試しています。最近ではキンジソウをつくって試しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー10に移ります。

それでは、事務局、ナンバー10の説明、お願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

こちらも営農型発電の更新の案件でございます。

10番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらも更新、3年間を望むものでございまして、平成29年10月23日から平成32年10月22日まででございます。こちらは、関連案件としまして、先ほど説明させていただきました第3条の地上権、ナンバー11が関連案件でございます。

続きまして、別添農地法第5条許可申請ナンバー10の審議資料をごらんください。表紙でございますが、こちらは位置図でございますが、先ほど8番、9番とほぼほぼ位置が同様でございまして、こちらの法人が大々的に営農を行っている地域でございます。

1枚おめくりください。申請土地でございますが、こちらの法人が営農を行って、一番南の端に位置するところでございますが、先ほどの9番の少し東側になります。

また、済みません、図面がこちらが横になりますので、営農型計画書まで、済みません、省略をさせていただきたいと思っております。こちら更新の案件でございますので、既に現地には太陽光が設置されて営農を行っている内容でございます。営農の計画書をごらんいただきまして、一番下の下部の作付作物を見ていただきますと、こちらアカシソでございます。アカシソにつきましては、何回かこちらの総会のほうでご審議いただいておりますが、そちらもアカシソのサイクルにつきましては、

次のページの農作業の期間で年間通してのサイクルで行っている状態でございます。こちらにつきましてはアカシソでございますので、一番最後のページ、8月の7日に撮影しました現地の写真が掲載しております。こちらのほうにアカシソが作付されて毎年収穫もやっている状態でございます。

以上で資料の説明は終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー10について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

(補足) 申請作物はアカシソのため、栽培内容等についての追加の質問はありませんでした。

質問1 これだけの圃場を管理するとなると人数が必要になるかと思いますが、人手は足りていますか。現地の作業には社員の方のほかに、どのような方が当たっているのですか。また、募集はどこでしていますか。

回答 周辺に住む主婦の方をパートで雇用しています。農業の知識があるなしに関係ない作業をお願いしています。また、シルバーの方をお願いすることもあります。シルバーの方の中では長くやっていただいて勝手がわかった方も何人かおられます。募集は、主にハローワークです。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、ナンバー11とナンバー12については関連する案件ですので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局ナンバー11とナンバー12の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

11番でございますが、こちら12番と同一事業でございますが、こちらの契約内容はそれぞれ賃貸借と売買と異なっておることから、申請が分かれておりまして、2件の扱いでございますが、契約内容のみの違いであるため一括してご説明をさせていただきます。

11番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。一体で造成する計画である次の12番が関連案件でございます。

12番 契約内容は売買、申請の理由につきましては、先ほどの11番と同様でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー11、12審議資料をごらんください。1枚目が位

置図でございます。高崎市立金古小学校から北西に約1.1キロメートル、図面中央の赤丸の中の黄色で着色されている箇所が申請地でございます。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。黄色で着色されている箇所が申請地でございます。申請地は農振除外地でございますが、申請地の周辺の現況は市街化区域に近接する小集団の農地でございます。第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。こちらが公図の写しでございます。黄色で着色されている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北側と西側に畑、東側は公衆用道路、南側は譲受法人が所有する宅地でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。駐車区画は、96台分でございます。安全対策といたしまして、周囲をフェンスで囲む計画でございます。東の公道側に車両用の出入口を設け、南側には隣接する譲受法人の施設に直接人が出入りできるように通用口を設けるとのことでございます。また、夜間用に外灯を設置する計画でございます。図面上の丸印が外灯設備でございます。

1枚おめくりください。5枚目は、土地造成計画図及び給水区域図でございます。土地の造成につきましては、盛り土はせずに申請地全面に盛り土をいたします。さらに、もう一枚おめくりください。こちらが、その盛り土の断面図でございます。参考程度にごらんいただければと思います。

お手数ですが、1枚お戻りください。図面の仕上げの舗道につきましては、申請地の西側の大半をアスファルト舗装し、東側の車両の出入口側は砂利敷きをするとのことでございます。なお、全てをアスファルト舗装しない理由につきましては、代理人から聞き取ったところによりますと、砂利敷きにする部分は、賃貸借する予定でして、土地所有者の意向でアスファルト舗装ではなく、砂利敷きをするとのことでございます。また、雨水の排水につきましては、アスファルト舗装部分を北西から南東へ排水管の勾配を設けまして、南側に新設する側溝へ流し込み、敷地内に新設する排水管を経由して、最終的には東側の敷設の側溝に放流する計画でございます。砂利敷き部分につきましては、地下浸透処理となります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー11、12について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の役員、代理人の計2名の出席でした。

質問1 駐車場不足ということですが、社員の方は何名いるのですか。また、会社の南側に、既に大きな駐車場がありましたが、それだけでは足りないということですか。

回答 正社員と派遣社員を合わせると約110人ほどの社員がいます。現在は南側の駐車場に予定台

数75台のところ、95台を無理やり入れているような状況です。

質問2 今回の申請で96台分の駐車区画を新設することですが、南側の駐車場と合わせると社員数に対して駐車区画がかなり多い印象を受けますが。

回答 社有車が50台あり、その分も確保したいと考えています。また、来客用のスペースも必要です。社員の数もふやしていきたいと考えていますので、あくまで必要な台数分の申請です。

質問3 外灯はどのように設置する計画ですか。また、外灯が害虫を呼び寄せてしまうと思いますが、何か対策は検討されていますか。

回答 周りに農地があるので、外灯にカバーをつけて駐車場の方向だけ明るくするように設置する計画です。害虫対策については、青い光の害虫を駆除する装置の設置を検討しています。

質問4 出入り口のところの契約が5年間の賃貸借とのことですが、5年後に所有者に土地を返した場合、駐車場への出入りはどうするのですか。

回答 土地を返すことになった場合には、出入り口用に幅3メートル程度の通路用地分を売っていただけるという話がついています。

質問5 車両の出入り口になる場所に電柱が立っていましたが、電柱の移設をされるのですか。

回答 計算では電柱があっても車の出入りが可能なので、電柱の移設はしません。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。これは、環境委員会にどのような調査しているか説明をしたか。

○事務局 事業内容の。環境の件で。

○会長 はい、ちょっとわからない人がいるかもしれないから。

○事務局 事業内容といたしましては、今、環境建設に報告を受けてございまして、具体的には架線の増設ですとか下水道水、そういったものの環境的な検査が主なものとなりまして、最近では医薬品ですとか化粧品、そういったものの環境検査も請け負っておるとのことでございます。

○会長 そういうことだそうです。

それでは、これよりナンバー11、ナンバー12につきまして、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してもよいか伺います。

17番飯塚委員 済みません。

○会長 はい。

○17番飯塚委員 17番、飯塚です。確認なのですが、賃貸借の部分の1701—3の部分については、いずれ5年後かに返した場合に、このところは出入りは大丈夫なのでしょうか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 こちら、入り口が砂利敷きということで、将来この地主さんのほうで、もしかしたら家を

建てるという計画があるかもということ。

○17番飯塚委員 ここはアスファルト舗装ではないのですか。1701—3。

○事務局 1701—6ですかね。

○17番飯塚委員 1701—3。

○事務局 1701—3。

○会長 出入口のばらすのところだ。

○17番飯塚委員 出入口でないところの賃貸借の許可。

○事務局 こちらについては、所有者がこちらの方ということで、また賃貸借ではございますが、こちらについては返す予定はない予定で、更新をする予定というふうに伺っております。

○17番飯塚委員 そうですか。

○事務局 はい。

○17番飯塚委員 済みません、わかりました。

○会長 ほかにございますか。これは、県のほうのまた審議委員会のほうへ。ちょっと面積が多いものですから、また一定聴取することになります。

それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにしてよろしいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 よろしいでしょうか。はい。

それでは、事前調査案件で最後になります。13番になります。

それでは、事務局、13番の報告、お願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

13番 契約内容は地上権設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請審議資料ナンバー13番をごらんいただきたいと思っております。

1枚目をごらんください。位置図でございます。申請地は、図面上側の太塗りされた箇所が申請地ございまして、高崎市下室田小学校から1.5キロメートル北側のフルーツライン沿いの農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目をごらんください。案内図でございます。申請地は赤枠で囲まれた箇所が申請地ございまして、フルーツライン沿いよりも1段低い土地となっております。申請地北側から南側にかけては、坂のような形となっております、農地の種別区分といたしましては、10ヘクタール未満の第2種農地に該当いたします。

1枚おめくりいただきまして、3枚目は公図の写しでございます。申請地に隣接している西側か

ら北側につきましては、一部の山林を除きまして公道と接しておりまして、東側につきましては申請地より1段低くなった細い公道、南側につきましても1段低くなっておりまして、以前はカブ栽培がされていた農地ではございますが、現在は耕作放棄された畑となっております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。申請地全体のパネル枚数としますと、4,080枚、つなぎ込みの発電出力は高压の1,000キロワット、また周囲につきましては1.5メートルのフェンスを設置し、安全対策といたします。また、雨水排水につきましては、太陽光パネル下に深さ約50センチの土の側溝を設けまして、その中に雨水を自然浸透させる計画でございます。また、図面左下の南東側の急な斜面の流水方向には深さ約1.6メートルの貯留池を設置し、雨水をそこに落とし込みまして、自然浸透させる計画でございます。また、北東側から南側にかけては30センチの盛り土をしまして、外部への雨水の流出を防ぐという計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目をござらんください。排水計画の平面図でございます。先ほどご説明させていただきましたパネル下の側溝の配置が載っておりますので、ご参考にごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、6枚目につきましては、パネルの立面図となっております。申請地内につきましては、最大で1.2メートル切り土、盛り土をしまして10%の斜度でパネルを設置する計画でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー13の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 ナンバー13について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者と代理人2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、申請地は南に向かってかなり傾斜があり、南側には農地もあるため、雨水の対策が心配です。雨水排水の計画はどのように考えていますか。

回答 基本的には敷地内での自然浸透設備の設置を計画しています。太陽光パネルの下に一時的に雨水をためられる土の側溝をつくる計画です。敷地の外へ土砂等が流れ出ないように、南側から東側にかけて30センチの盛り土をして流出を防ぎます。

質問2 除草対策はどのように考えていますか。

回答 事業終了後に農地として返還する予定なので、砂利敷きや防草シートの設置は考えていません、年に一、二回の草刈りを実施と土地所有者でも組合をつくり、共同で管理していく計画です。雑草などで周辺の土地に迷惑をかけることのないようにいたします。

質問3 パネルの下に素彫りの側溝をつくることの計画ですが、雨が降った際に崩れてしまうことはないのですか。その対策は何か検討していますか。

回答 既に他の太陽光発電の場所でも同様な側溝を設置していますが、崩れたことはありません。また、草の根が生えればより強固なものとなりますので、その点については問題がないと思います。

質問4 事業主と所有者がお互い管理していくということなので、万が一側溝が埋まるようなことがあれば、早急に対応していただきたいと思います。

回答 はい、わかりました。

質問5 最初の造成の際に、貯留池や側溝をつくらず、工事を始めるケースがあります。何も遮るものがなくなり、大雨で土砂等が流出し、トラブルになるケースも発生しています。そのようにならないようお願いいたします。

回答 施工の際は、先に貯留池をつくり、付近に雨水等が流出しないよう注意いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けしたいと思います。

ここもかなり広い面積に太陽光を設置ということなのですけれども、石井委員さん、ここは今まで大水が出ただとか、洪水とか、そういうあれは聞いたことはない。このところ。

○19番石井委員 別にはないです。

○会長 ないか。そうか。

○19番石井委員 19番、石井です。ただ、果樹が、果樹園というか、梅の園ですよ、梅です。木がかなりあったのですけれども、ほとんど周りの人もみんな梅の農家だったのですけれども、ほとんどもうお年寄りになったりして。

○会長 あの辺も随分みんなやめて、木がもう手入れされてなくて。

○19番石井委員 放置になっていて。前のときというか、何ていうのですか、北部のときも説明があったのですけれども、武藤さんから。大変なことに。荒れてぼうぼう。

○会長 今まで過去に洪水とかそういうのがなければ。

○19番石井委員 ないですよ。

○会長 いろいろ対策を講じていなければ。

○19番石井委員 急ではなくてなだらかでこう来ているから、確かに、心配ないと思うのです。

○会長 下のほうへ農地の集落があるから。それがちょっと心配なのだけれども、今までそういうことがなければ。

皆さんのほうからご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○7番寺崎委員 7番寺崎です。この事業終了後というのですけれども、何年の契約になっているか教えていただければと思います。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 20年契約ということで聞いております。

○7番寺崎委員 20年。はい。

○会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

なし。

○会長 これも3,000平米以上になりますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにしたします。

それでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 ここで、もう事前調査案件が終わりましたので、ここで一旦休憩入れて、その後一括審議に移りたいと思います。

では、20分まで休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、送電線を張りかえるため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちら一時転用申請ですので、転用期間が定められております。平成29年11月1日から平成30年3月30日までの5カ月間でございます。なお、こちら一連の工事申請となるため25ページ、ナンバー22、こちらが関連案件となっております。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅

を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

22番 契約内容は賃貸借、送電線を張りかえるため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用申請ですので、転用期間が定められております。転用期間、平成29年11月1日から平成30年3月30日までの5カ月間でございます。こちらも、下記の23ページ、ナンバー18が関連案件となっております。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、母屋の増築計画に伴い申請地を父より借り受けて増築したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地300.08平米と一体利用の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、外構業を営んでいるが事業規模の拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を父より借り受けて利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、農業用施設として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業施設の申請でございます。また、こちら転用済みの田701.00平米と一体利用の申請でございます。

27番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

32番 契約内容は賃貸借、国特別史跡山上碑の見学者が増加し駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。また、一時転用のため転用期間が定められています。平成29年10月23日から平成32年10月22日までの3年間となっております。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

35番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を増築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、資材置き場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、山林472.00平米と一体利用の申請でございます。

37番と38番につきましては、取り下げでお願いいたします。

39番 今月は取り下げとしていただきたいと思います。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は贈与、実家暮らしをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を父より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら、さきにご審議いただきました許可取消願ナンバー1が関連案件となっております。

42番 契約内容は売買、職場近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地595.39平米と一体の利用の計画でございます。

43番 契約内容は賃貸借、申請地をいどこから借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44番 契約内容は賃貸借、現在宅地の通路として使用している土地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。宅地413.22平米と一体利用の計画でございます。

45番 契約内容は売買、事業拡大に伴い新規に雇用した従業員の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、会社代表の親戚より土地を借り受けて露天資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、寺に隣接した申請地を買い受けて境内地として整備し利用したいという境内地の申請でございます。

49番 契約内容は売買、寺に隣接した申請地を買い受けて境内地として整備し利用したいという境内地の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、近隣での工事の請け負いに伴い申請地を借り受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期

間が定められております。平成29年11月1日から平成30年2月28日までの4カ月間でございます。

51番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、山林92平米と一体利用の計画でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、山林90平米と一体利用の計画でございます。

53番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため申請地を買い受けて二世帯住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、山林103平米と一体利用の計画でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

58番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございまして、転用期間は平成29年10月23日から平成32年10月22日までの3年間でございます。

59番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

60番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

61番 契約内容は売買、老後を自然環境のよい地域で生活したく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、こちら関連案件といたしましてさきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、ナンバー1番が関連案件でございます。

62番 契約内容は使用貸借、建設業を営んでおり申請地を一時的な資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。こちら一時転用申請のため転用期間が定められております。平成29年11月1日から平成32年10月1日までの3年間でございます。

63番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

64番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

65番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供が成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

66番 契約内容は売買、事業の拡張及び従業員の増加に伴い工場の隣接である申請地を買い受けて資材置き場兼従業員用駐車場として使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請の一括案件につきましては、取り下げ3件を除く50件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー14からナンバー66まで一括して説明が終わりました。その中で、37番、38番とナンバー39番は取り下げということで、その3件を除きこれより審議に入ります。

質疑をお受けしたいと思います。48、49のお寺は、あれか、本堂の地目とか何か、敷地を広くする理由は何だろうか。

はい。

○事務局 こちらは、以前、本堂ではなくて、その本堂がある南側の農地でございます、除外のほうを、ちょっとこちら除外地ではあるのですけれども、実際は少しもう境内地の様相を呈しているような土地でございますが、まだ農地がちょっと見られることから特に始末書はもらっていません。また、49番につきましては、一部をやっぱり参拝用の駐車場としても考えているということでございます、境内地と駐車場が半分、半分という形の申請でございます。

以上でございます。

○会長 あと、この58番は、これはトマト、あれだったか、ミニトマトかオオダマトマト、どちらだったか。

はい。

○事務局 こちらオオダマです。

○会長 オオダマ。

○事務局 はい。オオダマで架台をつけて、土は下の土耕ではなくて水耕栽培で手法をとると伺っています。

○会長 オオダマ。

皆さんのほうから何かご質疑受けたいと思いますけれども。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、なければ許可相当とすることにいたします。

続いて、議案第6号に移ります。

議案第6号 農地の権利取得後における下限面積について。

農地法第3条第2項第5号に規定する農地の権利取得後の下限面積について、同号の規定に基づき農業委員会が別段の面積を定めることについて審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地の権利取得後における下限面積について

資料につきましては、別段の面積（下限面積）の設定についてということで、A4縦のものと、あともう一つ、補足の資料で農林業センサス、この資料、こちらの2つを見ていただければと思います。

最後の議題ではございますが、説明が少々長くなりますので、申しわけございませんが、よろしくお願いたします。

それでは、まず、別段の面積（下限面積）の設定についてということでごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思えます。

平成21年の農地法改正によりまして、各農業委員会が下限の面積を設定することができるようになりました。下限の面積は、一番_____欄の農地法の第3条で新規で農地を取得する際に、その下限面積を満たしていないと農地の取得ができないよというのが一般適用があるものでございます。また、こちらの法律の改正によりまして、農業委員会が設定する下限面積につきましては、毎年修正の必要性を審議することとなっておりますので、毎年この時期に高崎市のほうでは審議をお願いしております。また、高崎市、平成21年の改正から法で、農地法では下限面積は50アールにしないよというところを、別段の面積を協議した結果、40アールと定めております。また、その際に高崎市全体、合併町村も含めまして、全体を40アールの設定区域としております。また、合併前の下限面積の設定状況につきましては、もう一つの農林業センサス、この資料の下から2番目の表が合併前の各地域の下限面積でございました。参考でごらんいただければと思います。

続きまして、見直しの基準をご説明をさせていただきます。見直しの基準につきましては、農地法の施行規則の第17条というところにおいてございまして、そちらが、まず第17条第1項というものの適用と、第2項の適用というものがございます。

まず、(1)の第17条の第1項につきましては、こちらの要件といたしましては、設定区域は自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域を一つの地域にしないよという内容でございます。

続きまして、面積については10アール以上ではないとだめですよというものです。また、設定区域内において下限面積以下の農家世帯の戸数が全体の農家さんの40%を下回らないことというのがございます。

まず、一番上の自然的経済的環境でございまして、確かに高崎市の場合は合併いたしまして、平

野部、山間部でございますが、おおむね面積的な要件につきましては、同一な地域として捉えさせていただきます。山間部については、多少農地が分断されているところではありますが、そこは農地が分断されている形でございます、農家さんの的にはこちらを幾つか農地をまとめて耕作したいということから、面積的な違いはないものというふうに協議検討いただいております。また、面積は10アール以上ということですので、高崎のほうは40アールを今設定しておりますので、10アール以上そちらは満たしております。また、下限面積以下の農家の世帯が40%を下回らないことでございますが、そちらにつきましては、この別添のセンサスのほうの資料の一番上でございます面積規模別農家数2,015というものがございます。また、農林業センサスでございますが、こちら国のほうで統計をとった結果でございます、5年に1回見直しがあります。前は2010年、今回は2015年の、今から2年前の数値でございますが、5年間は、この数値は変わりませんので、皆さんの任期中はこの数値を使って毎年説明をさせていただく形になります。

そちらを、一番上の表の総農家数というのが、こちら自給農家と、あと販売農家合わせた合計の結果がこちらの数字でございます。まず、その右のちょっと文字が小さくなっているのですが、総農業経営体数、こちらが個人と、あとは法人も含めました販売農家さん、販売農家の数でございます。その右に表がございまして、こちら右から3つ目までは経営体のものございまして、まずは50アール以上の経営体につきましては、その経営体の約72%が50アール以上の経営農地を持っていますよという内容です。30アールの経営体につきましては、もうほぼ100%に近いのですけれども、97%がもう30アール以上を持って経営をしているよというものでございます。

その一番右に戸数、戸とあるのですが、そちらが総農家数、自給農家も含めた割合でございます、50アール以上の農家につきましては、全体で36%、30アール以上の農家さんにつきましては49%という割合でございます、その間をとって40アールというのが妥当だというふうに考えております。

また、その下の表、1経営体当たりの耕作面積でございますが、こちら経営体で見ますと真ん中です。1経営体当たり105アールというのが平均でございます、総農業経営体数で見ますと約53アール、高崎市の場合は50アールでも行けるのですけれども、40アール、上の表を加味すると50アールだとちょっと40%満たなくなる可能性がございますので、40アールが妥当というふうにこの数値からは言えるものでございます。

以上が第17条の1項の規定の説明でございます。

続きまして、(2)の第17条第2項の説明をさせていただきます。こちらの規定になりますと、こちらは新規就農を促進する観点というものと、また耕作放棄地の観点から設定する内容でございます。まずは2つございまして、設定区域内において、現に耕作を目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されていないと見込まれる農地が相当数あるという内容でございます、これはどういうことかといいますと、有効に活用できる農地が余っていないかということ平たく

言うとうたっています。こちらにつきましては、高崎市の場合は、毎年皆さんことしも行っていただいているのですけれども、利用状況調査というものを実施しております。こちら、まだ28年度の耕作放棄地の状況でございますが、別添の資料のほうの上から3番目の耕作放棄地というところを見ていただきますと、こちら28年度の耕作放棄地の割合が一番右で5.7%という形でございます。全体の面積に対して約6%が耕作放棄地ということで、もうそちらが有効に使われていないよという内容ではございますが、こちらの耕作放棄地というのが皆様今回利用状況調査していただきましたA判定で、まだ農地として復元ができますよというものでございまして、B判定につきましてはこちらの割合には含んでおりません。ただ、有効に使えるだろうという、そこが6%ぐらいありますよという内容でございます。ただし、皆様も現地に行ってみていただくとわかるとおり、A判定といっても、そちらが有効に利用できるような内容のものではなく、ほぼBに行ってしまうような赤判定に近い農地でございますので、有効に使える農地が相当数余っている状況ではないかというふうに高崎市のほうは利用状況の結果から言えるかと言えます。

また、最後に設定区域及びその周辺における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがないこととあるのですが、こちらはまた新規の、ちょっと観点が違うのですけれども、新規の就農の観点からまた満たしていただきまして、例えば40アール以上というハードルを設けますと、新規の就農が促せないという事情も出てきます。ただし、例えばハウス栽培とかイチゴの栽培とか、そういったものは反化的に40アールなくても農家さんとして成り立っていくよという内容であれば、ただし書きで集約的農業というものがうたわれておりまして、全部が全部40アール満たさないといけないという内容ではございます。農地法の第3条の中にはそちらの40アール満たない中でハウス栽培とか、例えば花の苗とかそういったもので40アールなくても集約的な農業が可能であれば、ただし書きのほうで第3条も認められる内容となっておりますので、そちらについては新規就農が妨げられるという内容ではございませんので、問題ないというふうに考えております。また、事務局といたしましては、昨日まで農業委員さんのほうからこの40アールに対して現状にそぐわないとか、トラブルがあるよとかそういったご意見もいただいておりますし、あとは事務局で第3条の許可を受ける際にも、相談を受ける際に40アールの下限面積でトラブルが発生したということではございませんことを報告するとともに、また40アールを避けると、また逆にそれはそれで農業に関係のないの方という方も入ってくる可能性もございますので、40アールが相談の上では妥当というふうに事務局のほうでは考えております。

以上のことから、別段の面積、高崎市全体を一つの区域といたしまして、40アールが妥当であるというふうに提案をさせていただきたいと思っております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長 ただいま事務局より下限面積、40アールにおける下限面積ということについて説明をしていただきました。これに対して皆さんより異議がなければ決定したいと思っておりますけれども、どうでし

よう。よろしいでしょうかね。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は工場、用途指定区分は工業、ほか8件、計9件の第4条の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約内容は売買、転用目的は共同住宅、用途指定区分につきましては第1種中高層住居、ほか18件、計19件の第5条の転用届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由といたしましては合意解約でございます。ほか6件、計7件の通知につきまして書類を審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

こちら1番から5番につきましては、8月総会の以前の内容でございまして、開発指導課との協議等が整っていないことから許可書の交付を保留していたものでございます。

以上、1番から8番につきましては、各許可日がございまして、そちらの日付で協議が整いましたことから同日で許可書のほうを交付しております。許可日につきましては、1番につきましては、平成29年8月28日に交付をいたしております。2番、3番につきましては8月31日、4番につきましては9月15日、5番につきましては9月20日という形で調整をした結果、許可日で交付を行っております。

また、6番から75番までにつきましては、先月の総会におきまして、皆様のほうで許可相当としていただいた案件でございます。こちらにつきましては、第4条が13件、第5条が56件につきまして他法令との調整が終わりましたので、こちらの許可日、9月22日付で許可書のほうを交付をさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他ということで事務局のほうで何かございますか。

○事務局 申しおくれましたが、農業委員の皆さんご案内のとおり、農業委員と農地利用最適化推進委員の募集が10月2日に終了いたしました。農業委員の候補者4名、農地利用最適化推進委員の候

補者1名という募集結果となっております。そのうち農地利用最適化推進委員につきましては、お一人しか候補者はいらっしゃいませんが、その方の適格性について審議したいという意見が会長からございました。そのため、農業委員会といたしましては、別途開催される評価委員会におきまして、候補者の評価を行うよう指示することになりますので、ご了承をいただきたいと存じます。

以上でございます。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第4回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時00分 閉会